

船舶事故調査報告書

平成23年3月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成22年10月8日 00時00分ごろ～01時30分ごろの間）
発生場所	不明（岡山県笠岡市真鍋島南西方沖～香川県丸亀市広島南西方沖の間）
事故調査の経過	平成22年12月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報
	漁船 第三 ^{みつ} 美津丸、4.9トン OY3-19479（漁船登録番号）、個人所有 11.95m(Lr)×2.98m×0.69m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和59年3月12日 船長 男性 54歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年4月20日 免許証交付日 平成17年12月6日 (平成23年8月5日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成22年10月7日17時30分ごろから真鍋島南西方沖で僚船と共に、えび底びき網漁の操業を開始した。 僚船の乗組員は、10月8日00時00分ごろ、本船がいつもの操業海域から離れているのを視認し、01時00分ごろ、金風呂 ^{かなぶろ} 港に帰港したとき、本船が同港に帰港していないことを知り、本船の搜索をしたところ、01時30分ごろ、広島南西方沖において無人でえい網して航行中の本船を発見し、海上保安部に通報した。 本船は、発見時、舵中央、機関回転数毎分1,700で、航海灯や揚網ウインチ上部の作業灯が点灯されていた。また、前部甲板にある魚槽付近に置かれた漁獲物を入れる籠の中に、死にかけているエビが3分の1程度入っていた。 船長は、真鍋島の漁業者により、10月12日、操業を開始した場所（真鍋島南西方沖）付近で、海面上に浮いていたところを発見され、死亡が確認された。死体検案書によれば、船長の死因は溺水で、両側の胸腔内に貯留した多量の海水が認められ、他に死因となる病変及び外傷はなかった。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、海水温度 約19℃</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船尾ブルワーク上に高さ約40cmの鋼製案内棒（トラバーサ）が4本装着されており、同トラバーサは、通常、えい網索が絡まないように投網時及び揚網時に装着するものであった。</p> <p>本船は、後部甲板に揚網設備（デリック）が設置され、デリックブームから延ばしたフック付きのロープをえい網索にかけて揚網を行うが、発見時、右舷側えい網索にはフックがかかっていたが、左舷側えい網索にはフックがかかっていたいなかった。また、操縦位置付近の後部甲板上に、船長が使用していた入れ歯があった。</p> <p>本船は、甲板上からの高さ約0.4mのブルワーク上に、高さ約1mの鋼製手すりが設けられていたが、船尾端部から船首方向約1.7mの間の両舷ブルワーク上には、手すりが設けられていなかった。</p> <p>本船の船体には、他船と接触又は衝突したと思われる痕跡がなかった。</p> <p>本船には、自動操舵装置が備えられていなかった。</p> <p>船長は、発見された際、救命胴衣を着用しておらず、自宅を出るとき着用していた吊り合羽を着用していなかった。本船の操舵室内に船長の救命胴衣が残されていた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗船し、00時00分ごろ真鍋島南西方沖で僚船に目撃されたのち、01時30分ごろ広島南西方沖において、無人でえい網して航行しているところが発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が真鍋島南西方沖でえい網を開始したのち、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	